# 令和3 年分 **給与所得の源泉徴収票**

	=224 0072														(受給者番号) 1													
支打		〒334-0073											Ī	(個人番号) 2 2 7 7 0 5 1 8 9 9 0 5														
を受け		埼玉県川口市赤井3-9-49 Avenir												-														
る者		/1												-	氏 (フリガナ) マツオカ ソウヤ													
		所	所													名							<u>//</u> ] 宗					
	種	重 別 支払金額 給与								給与	所名	导 控	空除後	の金		-	<b>新得控除</b>	の暫	A A		기땐			収税	坡百			
4/				<i>D</i> -1		内	^	324	千	103		円	( 調	雪	色 扫	控 除	後	) 円		71 197 152 191		千	円	内	10%	水田	4X 17L	#RR
給-	J	240000									160000												18300					
		空除対 無等	象配		配控	. 偶者 . 除		別)額				控 除		象 偶		養 兼を除		の () )	数		16歳 扶養	親族			者のを除	の 数 (く。)		非居住者 である
有	п,			人	133	千	٧,	пн	円	朱	人	定		内	老	人	従人		_	の他	0	<b>奴</b> 人	特内	_	)) /		の他 <sup>*</sup>	規族の数人
-	_	従有		3	8 8		0	0 0			人	従人		M		^	14人			, icx	1	,	r	3	,		^	
	)						Ļ							į										į		<u> </u>		
内		社会的	保険料等 手	等の金額	額	F	9		生色		料の	り控除	額		円		地		) (本)	の控除額	Į	円	住	宅借	上 人 金		控除の	額円
(摘要	į)															l												
生命保障			命保険料			P	. IB3	生命保険				-			療保				円	新個人年金			F	. 10	個人年			円
金額の	内訳		)金額				の金額					年	険		金額		Service (He 1)	A Mr sh	4	保険料の金額		De rêm l	44 A MY	保証	険料の金	≥額		H
住宅借力 特別控制	(金)	Ĭ					居住開始年月日 (1回目)							月		控除区分		分(1回目)			住宅借入金等 年末残高(1回目)							
の内	訳	住宅	借入金等 E除可能額			HEE	居住開始年月日 (2回目)			年			Я				金等特別 分(2回目)					告入金等 高(2回目)					H	
(源泉・料	sen)	(フリカ	フリガナ) マツオカ チカコ					1											円	国民年金			F		日長期			円
控除対配偶	象	氏			Ŧ	<u>-加-</u>	子				分				場者の 十所名		)		-	料等の金			F		険料の   所得金			円
					5	7 1	1	2	0	5 7	7 (	96	;							基礎控除の	の額				調整控	除額		
		(フリオ									区分					(フリガラ	ナ)マッ 松同	ソオナ 対	••••••	ミズキ !寿來				区分		(備考	;)	
	1	個人					T						-		1	7471	Д	40 :	~	4.1		_			_	-		
L-4-	-	(フリカ								_	区		1		(	(フリガラ	ナ)							ズ	<	-		
控除	2	氏	名								分		6歳	复 2	2	氏名								分				
対 象		個人都	番号										未満		Ī											7		
扶養			フリガナ) 氏名 固人番号										の扶	)	(	(フリガナ)								Z		L		
親	3												差	Ē	3	氏名 分												
族	L									Щ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(-71)-26	+-)									4	/	/	
	,		(フリガナ) 氏名													(フリガラ	, ,							区分				
	4	個人					分			1		4											1/	/				
未	ተ	外	死	災	Z	乙本		本人が障害者		寡		- 第	勤		+	_		1全計	· ;且用	施				202.4	受給者生年月日			
成		玉	Ċ.	害			特	そ			E			1	/├	- 1	4	verav.	•退職					又用	m-d II	F24 H	_	T
年者		人	退職	者	桐	ig	別	の他		婦	り親	· 当		/		就職	退職	年		月	日		元号			年	月	日
	t	-							Ì				$\neg$	/	r				1									
			番号又は	Ω	0	1 -	1 /	ιh	1	h	b	1	_ /   1	Ţ	 7	(右部	古で記載	してく	ださ	(No.)							1	1
支	ŀ		(株)																									
払		又は	所在地	خ	ベカ	八日	ען׳כ	X.1I□	<u> </u>	<b>ン</b>	ゝゝゝ	·υΟ.	-4	_	J	I /	∃1⊟ 			.02 -								
者	Ī	氏名	又は名利	「 ス	くべ	ース	ナ	ビ杉	左末	<b>:</b>	社									(1	配話)							
	8	整 理 :	82																		_							375

## 令和 3 年分 給与所得の源泉徴収票

		1						1 /3		411	_	_	,,,	ניו			- /J\		~ / /							
〒334-0073														375)	1											
支 払	4													/ sruw	(-50, 42% 2r \ )											
を受け	ţ												(1文申	社長												
る者	Ť	居所													氏	氏 (フリガナ) マツオカ ソウヤ										
												名	松岡 宗谷													
種別 支払金額 給与調										得 排整			金額 ( )		所得控	除の奢	頁の合	計額		源	泉徹	収税	額			
給与									,,,		7	_	H				Ŧ		円内			Ŧ	円			
T口								1 8		0 (		0 0		1 2	4 (	0 0	0 0			1 8	3 <b>3</b> C	0 0				
(源泉	· ) ‡	控除效	1 象配 個	禺者	配偶	者(料	宇別)									10成木			未満	未満 障害者の数 (本人を除く。)					非居住者 である	
のす	有!	無等	老	人	控 除 の 額				特定				配偶者を除く。 老 人				の他		数		特	別			現族の数	
有		従有	Ī			千	P.	1	人従	人	内	l	J	、従	人		人 従人		人		内		人	人	人	
	,			3	8 0	0	0 0					ĺ				1					ı					
		社会的	保険料等	の金額	(	E	上命保険	料の控	除額				-	地震保	険料	斗の控除	額			住宅	借入金	等特別	控除の	額		
м <del>Т</del> В <del>Т</del>											Р	-			Ŧ			円				Ŧ		円		
(摘要	į)		•																							
生命保険金額の			命保険料 の金額			H IB	生命保険料 の金額		H			医療(	保			円	新個人年金 保険料の金額		円 旧個人年金 保険料の金額						円	
35,69(->)	1 710		主宅借入金等			民	住開始年月日		年		月	2 787.9	日			1184	PRECTION	住字	借入金等		112, 104		円			
住宅借入 特別控防	余の著	等 特別技	控除適用数	除適用数		(1回目)		h						控除区分(1回目) 住宅借入金等特別		目)			年末残高(1回目)						円	
の内に	訳		:借入金等 控除可能額			円居	住開始年月日 (2回目)		年		月		Ħ		告入金等特 区分(2回				住宅借入金等 年末残高(2回目)							
(源泉・特	kari)	(フリオ	(フリガナ) マツオカ チカニ		ı									円		国民年金保険		円			旧長期損害			円		
控除対 配偶者	象	氏	<sup>氏名</sup> 松岡 千加						分			偶者 計所		0			料等の金額		円		Д	保険料の金額 所得金額			円	
HOU 7 L																	基礎控隊	余の額			1.4	調整控				
		(フリガナ)							区 分				(フリオ		マツオカ		ミズキ	E						/		
	2	民	氏名						Л			1	氏名 (フリガナ)		公岡	夫	<b>三寿來</b>				分		_		/	
		(フリカ	H-I-)					1			1	H				_					1				/	
控除									区 分		6 歳	2	(ノリス								. 区 分				/	
対											未	-									$\vdash$		-	/	/	
象扶	H	(フリオ	(フリガナ)						区		満の	H	(フリガナ)						区			1		_/		
養親	3	氏	氏名					分			扶養	3		氏名				分					/			
族			(フリガナ)						K			(フリオ												/		
		(フリオ																区				7	′			
	4	氏	名					:	分			4 氏名		Š				分			<b>⊿</b> /					
																_		_					_/_	7		
未成		外	死亡	災	Z	本人/	が障害者	寡	ひと	勤労						:•退	退職					受給者生年月		H		
年		玉	退	害		10	0		ŋ	学	Ι.	/	44145	28	:職 年	_	月	F		_	- E-		年	月	日	
者	_	人	職者		- 柳 5		他	婦	親	生	/ إ	ļ	就職	退	:48K T	_	Л	Н		Л	号		+	И	H	
											V															
	1								ı	_	_												_			
支	ŀ			<del>-</del>		+/17 !		- /-		_		_		· <del></del> -		_										
	- 1	住所	斤(居所)	東	ままれ	松枯	皮橋	幺徳	:丸:	3-4	41.	-3	11 )	青.	春丰	ΕŹ	202	号								
払		又は	東京都板橋区徳丸3-41-31 清春荘202号																							
払者	ŀ	又は	は所在地 又は名称				· ビ株																			

#### 【給与所得の源泉徴収票】

### ※ 様式はA4用紙1枚に税務署提出用及び受給者交付用の各1枚が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

#### 備考

- 1 この源泉徴収票は、居住者に支払う法第226条第1項に規定する給与等(以下この表において「給与等」という。)について使用すること。
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
- (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号 (他において「個人番号」という。)を記載すること。ただし、給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。
- (2) 「種別」の欄には、俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金のように記載すること。
- (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した給与等(令第311条に規定する給与等を含む。)の金額を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払つていないものについては、これを内書すること。
- (4) 「給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、 支払金額に応じて求めた法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額(租税特別措置法第41条の3の4第1 項の規定の適用がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額) を記載すること。
- (5) 「所得控除の額の合計額」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、同条第2号の規定により その年分の給与所得控除後の給与等の金額(租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用がある場合 には、当該給与所得控除後の給与等の金額から同項の規定による控除をした残額。(8)及び(12)から(4)までにお いて同じ。)から控除した同号イからホまでに掲げる金額の合計額を記載すること。
- (6) 「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる税額を記載し、当該税額のうちに源泉徴収票を作成する日においてまだ法第183条の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。
  - (イ) 法第190条の規定の適用がある場合 同条に規定する超過額がある場合には法第183条の規定により徴収される税額から当該超過額に相当する金額を控除し、法第190条に規定する不足額がある場合には法第183条の規定により徴収される税額に当該不足額に相当する金額を加算した金額
  - (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 法第183条の規定により徴収される税額
- (7) 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」の項には、控除対象配偶者(当該給与等が法第190条の規定の適用を受けていないものである場合には、源泉控除対象配偶者)の有無について、その年12月31日(年の中途において退職したものについては、退職当時。以下この表において同じ。)の現況により、該当欄の該当事項を○で囲むこと。
- (8) 「配偶者(特別)控除の額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ニに規定する配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額に相当する金額を記載すること。
- (9) 「控除対象扶養親族の数」の項には、その年12月31日の現況により、それぞれ次のように記載すること。
  - (4) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
  - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載し、当該老人扶養親族のうちに租税特別措置法第41条の16 第1項の規定に該当する老人扶養親族があるときは、その該当する者の数を内書すること。
  - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- (10) 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」及び「控除対象扶養親族の数」の「従」と記載されている項には、 従たる給与についての扶養控除等申告書を提出している者の源泉控除対象配偶者の有無及び控除対象扶養親 族の数を(7)及び(9)に準じて記載すること。
- (11) 「障害者の数」の項には、その年12月31日の現況により、それぞれ次のように記載すること。
  - (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第85条第2項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
  - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- (12) 「社会保険料等の金額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した次に掲げる金額の合計額を記載し、(ロ)に掲げる金額については、これを内書すること。この

場合において、当該合計額のうちに法第196条第2項に規定する社会保険料の金額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその年中に支払つた当該社会保険料の金額を記載すること。

- (イ) 法第190条第2号イに規定する社会保険料の金額及び同号ロに規定する社会保険料の金額に係る控除の 額
- (p) 法第190条第2号イに規定する小規模企業共済等掛金の額及び同号ロに規定する小規模企業共済等掛金 の額に係る控除の額
- (13) 「生命保険料の控除額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ロに規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額に係る控除の額の合計額を記載すること。この場合において、「摘要」の欄には、その年中に支払つた当該新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額を、それぞれ記載すること。
- (4) 「地震保険料の控除額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号口に規定する地震保険料の金額に係る控除の額を記載すること。この場合において、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第10条第2項の規定の適用があるときは、同項第1号に規定する地震保険料等の金額に係る控除の額を記載することとし、同項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその年中に支払つた当該長期損害保険契約等に係る同号に規定する旧長期損害保険料の金額を記載すること。
- (5) 「住宅借入金等特別控除の額」の項には、租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定によりその年分の 法第190条第2号に掲げる税額(以下低)において「算出税額」という。)から控除した年末調整に係る住宅借 入金等を有する場合の所得税額の特別控除の額を記載すること。この場合において、その年分の同項に規定 する当該申告書に記載された金額が算出税額を超える場合には、「摘要」の欄にその旨及び当該金額を記載 すること。
- (16) 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の欄には、その年12月31日の現況により、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は第93条第1項第6号イ(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名及び個人番号(給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名)を記載すること。この場合において、これらの者が非居住者である場合には、その旨を記載すること。 (17) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。
  - (イ) その給与等が法第41条の2の規定により同条に規定する給与等の収入金額とみなされるものである場合 その旨
  - (p) 法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額がある場合 その合計所得金額又はその見積額
  - (ハ) 法第190条第2号ホに規定する基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合 その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨
  - (二) 給与等の支払を受ける者が法第185条第1項第2号の規定の適用を受ける者である場合 乙欄適用者
  - (ホ) 法第190条及び令第311条の規定の適用を受けた者である場合 その計算の基礎となつた従前の給与等の支払者の支払の確定した給与等の金額及びその支払者の氏名又は名称並びに同条に規定する主たる給与等の支払者でなくなる日
  - (^) 給与等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合 その旨
  - (ト) 同一生計配偶者(控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者を除く。)又は扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)のうち、障害者であるものが非居住者である場合 その者の氏名及びその者が非居住者である旨
  - (チ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 (リ)に該当する場合を除く。) その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等(同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(リ)において同じ。)が特定取得(同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(リ)において同じ。)又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。(リ)において同じ。)に該当する場合には、その旨
  - (リ) 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(租税特別措置法第41条第

1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額をいう。以下(リ)において同じ。)について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨

- (ヌ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により同法 第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合(リ)に該当する場合を除く。) 同法第41条 の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の 金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額
- (ル) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合 同項の規定により法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額から控除した金額
- (ヲ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第3条の2又は第9条第2項の規定により法第183条の規定による徴収を猶予した所得税の額がある場合 その旨及びその所得税の額
- (ワ) 租税条約の規定により所得税が免除される給与等がある場合 その旨
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。